

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	地方税の収納及び滞納整理に関する事務(基礎項目評価書)

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

府中市は、地方税の収納及び滞納整理に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東京都府中市長

## 公表日

平成29年7月18日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の収納及び滞納整理に関する事務
②事務の概要	<p><b>【収納関連業務】</b> 地方税法等に基づき、賦課された個人市(都)民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、都市計画税、国民健康保険税の収納情報及び滞納情報を管理する。</p> <p><b>【収納管理に関する業務】</b> ①賦課情報の入手 個人市(都)民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、国民健康保険税の賦課情報を各システムから入手する。 ②収納(納付(納入)済通知書)情報の入手 指定金融機関及び収納代理金融機関で納付された納付済通知書をOCR装置によりデータ化した納付情報、年金特別徴収による収納情報、口座振替情報及びコンビニエンスストア収納情報を入手し、収納管理システムに一括登録する。</p> <p><b>【過誤納金に関する業務】</b> 過納付もしくは誤納付が生じた場合、還付・充当通知書等を出し、納税義務者等に通知する。納税義務者等から提出された還付金請求書に基づき還付先口座情報等を登録し、指定金融機関経由で還付金を振り込む。また、やむを得ない場合においては、現金による還付を行う。</p> <p><b>【督促に関する業務】</b> 地方税法等に基づき、納期限までに完納しない納税義務者等の未納税額等の情報を抽出したデータをシステム事業者に提供し、督促状及び催告書の印刷及び帳票加工を行い、納税義務者等に督促状及び催告書を送付する。</p> <p><b>【滞納に関する業務】</b> 督促状等を送付しても納税義務者等から納付がない場合や納付額が課税額に満たない場合は、次のとおり滞納整理を行う。 ・各税システムから賦課・収納情報を入手する。 ・電話や文書、訪問により納付催告を行う。 ・実態調査及び財産調査を行う。 ・納税義務者と接触を図り、納税交渉を行う。 ・各種納付催告に応じない納税義務者に対して、差押等の滞納処分を行う。</p> <p><b>【証明書等交付業務】</b> 申請に基づき、収納情報から納税証明書、納付額確認書の交付を行う。</p>
③システムの名称	収納管理システム、滞納整理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム、宛名管理システム、共通基盤システム、証明書自動交付機システム、課税原票管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
収納管理ファイル、滞納整理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80, 84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1,2,3,4,6,7,10,12,13,19,20,21,22,23,25,28,31,34,35,36,37,38,40,43,44,47,49,50,51,54,55,58,59,60条 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第20条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	府中市市民部納税課
②所属長	納税課長 関田 和馬
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	府中市政策総務部広報課 住所: 〒183-8703 東京都府中市宮西町2-24 電話番号: 042-366-1711
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	府中市市民部納税課 住所: 〒183-8703 東京都府中市宮西町2-24 電話番号: 042-335-4448

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 10万人以上30万人未満 ]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる</b>

